

死刑執行に強く抗議し

全ての死刑執行の即時停止と死刑制度の廃止に向けた取り組みを求める会長声明

2022年7月26日、東京拘置所において、いわゆる秋葉原無差別殺傷事件で殺人等の罪に問われた加藤智大死刑囚の死刑が執行された。岸田内閣が発足してから、昨年12月21日の3人に続き4人目の執行である。日本における死刑執行は毎年のように行われ、今回の執行で今世紀だけでもすでに合計95人もの死刑確定者が国家刑罰権の発動としての死刑執行により生命を奪われていることになる。

人権保障の国際的な広がりとともに、世界で死刑を廃止又は停止する国は増加の一途をたどっている。2021年末現在、死刑廃止国及び死刑が10年以上執行されていない事実上の廃止国は合計144か国に上り、OECD（経済協力開発機構）加盟の先進38か国で死刑を存置しているのは、日本、米国、韓国の3か国である。そのうち韓国は事実上の死刑廃止国であり、米国でも多くの州で廃止ないし執行が停止されているほか、2021年7月に司法長官が連邦レベルでの死刑執行の一時停止を指示するなど、死刑を国家として統一的に執行しているのは日本だけという状況である。国連総会でもこれまで幾度も死刑存置国に対して死刑廃止を視野に入れた死刑の執行停止を求める決議が採択されてきているが、2020年決議には123か国もが賛成するなど死刑廃止はまさに国際的潮流となっている。

日本弁護士連合会（日弁連）は、2016年に開催された第59回人権擁護大会において「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、2020年までに死刑制度の廃止を目指すこと等を国に対して求めた。当会も、2018年に死刑制度は廃止されるべきであるとの立場を明らかにする総会決議を採択するとともに、これまで会内外において公開シンポジウムや勉強会、意見交換会を重ねてきたほか、本年7月23日にも、ドキュメンタリー映画『望むのは死刑ですかII オウム“大執行”と私』を上映する死刑問題市民シンポジウムを開催し、多くの市民とともに死刑制度をめぐる問題についての理解と議論を深めたところである。

当会は、これまでも死刑執行があるたびにこれに抗議する会長声明を発表してきたものであるが、執行停止の措置が一向に講じられることのないまま今回再び死刑が執行されることとなったことに強く抗議するとともに、あらためて国に対し、死刑に関する情報開示や死刑制度を廃止した場合の最高刑の在り方についての議論を含め、死刑制度の廃止に向けた取り組みを直ちに開始し、死刑執行をすべて停止するよう強く求める。

2022年（令和4年）8月26日

宮崎県弁護士会

会長 川添 正浩

